2026年11月10日

各 位

会 社 名　　株 式 会 社 ア ス リ ナ
代 表 者 名　代 表 取 締 役 社 長　山 元　秀 樹
（コード番号：3647　東証スタンダード）
問合せ先　常務取締役経営管理本部長　髙橋　龍馬
（ＴＥＬ．　０３－５７８１－２５２２）

第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）及び第13回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約及び無担保社債ファシリティ契約の締結、第１回無担保普通社債（少人数私募）の発行並びに第11回新株予約権の買取り及び消却に関するお知らせ

当社は、2026年11月10日（以下「発行決議日」といいます。）開催の取締役会決議において、EVO FUND（ケイマン諸島、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム）（以下「EVO FUND」又は「社債権者」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第12回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下「第12回新株予約権」といいます。）及びグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合（以下「グリーンエナジー」といい、EVO FUNDとあわせて個別に又は総称して「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による第13回新株予約権（以下「第13回新株予約権」といい、第12回新株予約権とあわせて個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。）の発行並びに本新株予約権の買取契約及び総数引受契約（以下、各割当予定先との買取契約及び総数引受契約を個別に又は総称して「本買取契約」といいます。）を各割当予定先との間でそれぞれ締結すること、EVO FUNDとの間で無担保社債ファシリティ契約（以下「本ファシリティ契約」といいます。）を締結すること及び本ファシリティ契約に基づく第１回無担保普通社債（少人数私募）（以下「本社債（第１回）」といい、本ファシリティ契約に基づき発行される無担保普通社債を個別に又は総称して「本社債」といいます。）を発行すること、並びに2025年11月14日付でグリーンエナジーに割り当てた当社第11回新株予約権（以下「第11回新株予約権」といいます。）の残存する全部を買取り及び消却することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします（以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本第三者割当」といい、本新株予約権の発行及びその行使並びに本社債の発行による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）。

記

１．募集の概要

＜第12回新株予約権発行の概要＞

(1)	割当日	2026年11月26日
(2)	新株予約権の総数	270,000個
(3)	発行価額	総額2,970,000円（第12回新株予約権1個当たり11円）
(4)	当該発行による潜在株式数	27,000,000株（第12回新株予約権1個につき100株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は49円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は27,000,000株です。
(5)	調達資金の額	2,621,970,000円（差引手取概算額：2,614,570,000円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：2,970,000円 新株予約権行使による調達額：2,619,000,000円
(6)	行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額は97円（条件決定日（発行決議日の直前取引日をいいます。以下同じです。）の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値の100%に相当する金額）とします。なお、「取引日」とは、取引所において売買立会が行われる日をいいま

	す。以下同じです。 (1) 第 12 回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の２取引日後（当日を含みます。）の日以降、１取引日が経過する毎に修正が行われます（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」といいます。）。初回の修正においては、行使価額は、2026 年 11 月 10 日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（以下「発行決議日終値」といいます。）の 100%に相当する金額に修正されます。２回目以降の修正では、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ３連続取引日（以下「価格算定期間」といいます。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除きます。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も低い値の 100%に相当する金額に修正されます。但し、かかる修正の結果、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。また、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行いません。さらに、いずれかの価格算定期間内の取引日において、株式分割等、第 12 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間内の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整されます。 (2) 上記第(1)号にかかわらず、①2028 年８月 14 日から８月 16 日（以下「行使不能日」といいます。）及び②当該行使不能日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該行使不能日の末日の２取引日後（当日を含みます。）の日とし、当該日以降、１取引日が経過する毎に、上記第(1)号に準じて行使価額は修正されます。 (3) 上記第(1)号及び第(2)号にかかわらず、第 12 回新株予約権の行使が制限超過行使（下記「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（１）資金調達方法の概要　②制限超過行使の禁止」に定義します。）に該当する場合であって、上記第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日終値（第 12 回新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行います。以下同じです。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正されます。 (4) 第 12 回新株予約権の下限行使価額は、当初 49 円（条件決定日の終値の 50%に相当する金額（１円未満の端数切上げ））とします。下限行使価額は第 12 回新株予約権の発行要項第 11 項の規定を準用して調整されます。
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての第 12 回新株予約権を EVO FUND に割り当てます。
(8) 行使期間	2026 年 11 月 27 日から 2028 年 11 月 27 日まで
(9) その他	当社は、本日付で、EVO FUND との間で、本買取契約を締結します。本買取契約に基づく第 12 回新株予約権の引受け及び発行に係る義務は、金融商品取引法に基づく有価証券届出書による届出の効力発生を条件として生じ、当社及び EVO FUND は、当該届出の効力発生後速やかに、かつ払込期日までに、会社法第 244 条に定める総数引受契約を締結します。本買取契約においては、取引所の有価証券上場規程に基づく制限超過行使の禁止、当社による行使停止指定、取得条項、第 12 回新株予約権の譲渡に係る当社取締役会の承認等が定められます。詳細は、下記「３．資金調達方法の概要及び選択理

	由」をご参照ください。また、第 12 回新株予約権の行使期間の末日に残存する第 12 回新株予約権は、当社が発行価額と同額で取得します。

（注）第 12 回新株予約権に係る差引手取概算額は、第 12 回新株予約権の払込金額の総額に、当初行使価額に基づき全ての第 12 回新株予約権が行使されたと仮定して算出した第 12 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第 12 回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（7,400,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 12 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した第 12 回新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

＜第 13 回新株予約権発行の概要＞

(1)	割当日	2026 年 11 月 26 日
(2)	新株予約権の総数	130,000 個
(3)	発行価額	総額 1,170,000 円（第 13 回新株予約権 1 個当たり 9 円）
(4)	当該発行による潜在株式数	13,000,000 株（第 13 回新株予約権 1 個につき 100 株）
(5)	調達資金の額	1,262,170,000 円（差引手取概算額：1,258,570,000 円）（注） （内訳）新株予約権発行による調達額：1,170,000 円 新株予約権行使による調達額：1,261,000,000 円
(6)	行使価額	97 円（条件決定日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額） 第 13 回新株予約権については行使価額修正条項が付されておらず、下限行使価額はありません。
(7)	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全ての第 13 回新株予約権をグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合に割り当てます。
(8)	行使期間	2026 年 11 月 27 日から 2028 年 11 月 27 日まで
(9)	その他	取得条項は付されておりません。また、当社とグリーンエナジーとの間で締結する本買取契約において、第 13 回新株予約権の譲渡に際し当社取締役会の承認を要する旨を定める予定です。

（注）第 13 回新株予約権に係る差引手取概算額は、第 13 回新株予約権の払込金額の総額に、全ての第 13 回新株予約権が行使価額で行使されたと仮定して算出した第 13 回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額を合算した額から、第 13 回新株予約権の発行に係る諸費用の概算額（3,600,000 円）を差し引いた金額です。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、第 13 回新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、調達資金の額は減少します。

２．募集の目的及び理由

（１）募集の目的

当社グループは、「ヒトと社会の持続的な豊かさと幸福への貢献」を目指し、環境負荷の少ないクリーンエネルギーの提供及び新しい生活様式の中で人々と社会がより豊かに輝けるサステナブルなソリューションの提供を基本理念としております。この理念のもと、太陽光発電所の販売及び運営等を中心とした再生可能エネルギー事業、カーボンニュートラルの実現に向けた事業開発を行う新規エネルギー事業並びに環境問題及び社会課題の解決に取り組むサステナブル事業を推進しております。

近年、当社グループは業績の低迷及び太陽光発電所の売買に起因する業績変動の解消を重要な経営課題として認識し、2025 年 10 月には低炭素冷媒事業を開始し、2026 年１月には系統用蓄電池事業部門を新設するなど、新たな事業領域への参入を進めてまいりました。また、既存事業についても事業環境や進捗状況を精査し、経営資源の選択と集中を進めております。

さらに、2026 年２月には、新たな事業領域への挑戦と事業体制の再構築を進める中で、当社の存在意義及び将来の方向性を改めて見つめ直し、その新たな方向性を象徴するものとして、商号を「株式会社アスリナ」

に変更いたしました。
2025年８月期の連結売上高は606百万円（前期比134.1%増）となりました。これは主として、販売用不動産として保有していた太陽光発電所の売却による売上を計上したことによるものであります。一方、損益面では、太陽光発電所の売却及び販売費及び一般管理費の削減により収益改善を図ったものの、サステナブル事業における健康食品、基礎化粧品及び一般医療機器の販売数量減少等の影響を受け、連結営業損失 299 百万円（前期は666百万円の損失）、連結経常損失311百万円（前期は680百万円の損失）を計上いたしました。また、子会社において減損損失及び解約違約金を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は315百万円（前期は742百万円の損失）となりました。

当社グループは、2023 年８月期から３期連続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。また、当連結会計年度においても、引き続き営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が依然として存在しております。当該状況を解消又は改善するため、当社グループは安定的な収益力の向上及び健全な財務基盤の構築に向けた各種施策に取り組んでおります。また、当第３四半期連結会計期間より、今後の事業展開等を踏まえた業績の管理区分の見直しを行いました。これに伴い、従来の「再生可能エネルギー事業」、「新規エネルギー事業」及び「蓄電池事業」の３つの区分を集約し、「環境エネルギー事業」としております。また、株式会社ＭＦ６（以下「ＭＦ６」といいます。）を連結子会社化したことに伴い、「ライブコマース事業」を新たに報告セグメントとして追加しております。
まず、主力事業である環境エネルギー事業においては、太陽光発電所の運営による売電収入のほか、太陽光発電所の仕入及び売却を行っておりましたが、それに加え系統用蓄電所の販売・仲介、電力強靭化に関するコンサルティングを当期より新たに展開しております。太陽光発電所については、販売用不動産として保有する物件の売却活動を引き続き進めるとともに、固定資産として保有する太陽光発電所については、従来の委託管理及び従業員による管理も含めた管理コストの見直しを行うなど、収益性向上に努めてまいります。また、系統用蓄電所については、蓄電所用地及び設備の仕入・販売に加え、系統用蓄電池の調達に関する蓄電池メーカーへの取次業務による紹介手数料収入を見込んでおります。
また、新規事業の収益化及び既存事業の収益改善にも取り組んでおります。環境エネルギー事業は、世界的な石油資源に基づくエネルギーからの脱却を念頭に、強いニーズと社会的意義のある事業として、今後も引き続き拡大していく分野であると考えております。一方で、日本国内の太陽光発電市場は成熟化が進みつつあり、市場環境の変化への対応が求められております。このような状況の中、当社グループは既存事業の収益力の維持及び向上を図るため、上記の系統用蓄電所の仕入及び販売、系統用蓄電池のメーカーへの取次のほか、当期よりＭＦ６を連結子会社化し、ライブコマース事業を開始いたしました。当該事業は継続的な収益を計上しており、今後当社グループの収益改善に貢献するものと見込んでおります。さらに、2026 年９月には事業譲受によりオーダーカーテン専門店「カーテンファクトリー」を取得し、新たにテキスタイル事業を開始しております。その他、既存事業の収益改善に加え、新たな事業機会の創出にも積極的に取り組んでまいります。
加えて、経営資源の選択と集中を進めるため、収益化の見通しや事業進捗を精査した結果、菜種を原料とするバイオ燃料及び化粧品原材料等の製造・販売を計画していた「グリーン油田」プロジェクトについては、当連結会計年度において事業から撤退いたしました。今後も事業環境や事業進捗、手元資金の状況等を総合的に勘案しながら、経営資源配分の見直しを継続してまいります。
また、健全な財務基盤の構築に向けて、適切な人員配置、役員構成の見直し、顧問契約及び業務委託契約その他各種契約の見直しを進めており、当連結会計年度においては販売費及び一般管理費の削減を一定程度実現しております。今後も固定費の削減を進めることで収益性の向上を図り、営業利益を確保しやすい事業体質の構築を目指してまいります。
なお、2026 年８月期の連結売上高は885 百万円（前期比 46.0%増）となりました。主な要因としては、当連結会計年度では、ＭＦ６を連結子会社とし同社の売上高を当連結会計年度から連結したことによるものであります。一方、損益面につきましては、環境エネルギー事業において、販売用不動産の系統用蓄電所を 2026 年８月期に販売見込としておりましたが、売却候補先との交渉に時間を要していること、サステナブル事業において、新商品の基礎化粧品の販売開始が開発に時間を要したことに加え、中東情勢の影響により販売数が計画より下回ったこと、ライブコマース事業において、売上は計画どおりに推移したものの在庫の回転期間を短縮しキャッシュ・フローの改善を重視した結果、利益面において計画を下回る結果となったこと等の影響によ

り、連結営業損失は321百万円（前期は299百万円の損失）、連結経常損失は333百万円（前期は311百万円の損失）となり、営業損失及び経常損失を計上しております。また、子会社において減損損失及び解約違約金を計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は301百万円（前期は315百万円の損失）となりました。

このような状況を踏まえ、当社は、2026年11月10日開催の取締役会において、本第三者割当により財務基盤の強化を図るとともに、AI データセンター事業の開始、ライブコマース事業の拡充及び熱分解炭化装置事業の推進に必要な資金を確保することを目的として、EVO FUND 及びグリーンエナジーを割当予定先とする本第三者割当を実施することを決定いたしました。

本資金調達により調達した資金は、主として AI データセンター事業への投資、ライブコマース事業を展開する子会社であるＭＦ６の商品仕入資金及び未利用資源や副産物の有効活用による新たな価値創出を目指す熱分解炭化装置事業への投資に充当する予定であります。これにより、新たな収益基盤の構築を進めるとともに、安定的な収益力の確保及び企業価値の向上を図ってまいります。

当社グループは、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況の解消に向けて、既存事業の収益改善及び財務基盤の強化に取り組んでおります。しかしながら、中長期的な成長を実現するためには、既存事業の改善のみならず、成長が見込まれる事業領域への投資を通じて収益源を多様化し、事業ポートフォリオを強化していくことが必要であると考えております。

AI データセンター事業は、AI の普及に伴う計算需要及び電力需要の拡大を背景として成長が期待される分野であり、当社グループが展開する環境エネルギー事業との親和性が高く、今後の電力需要の拡大を取り込むことで新たな収益基盤の構築を目指す事業であります。また、ライブコマース事業は国内外の販売チャネルを活用した収益機会の拡大が見込まれる事業であり、熱分解炭化装置事業は循環型社会の形成及び脱炭素化への社会的要請を背景として中長期的な成長が期待される事業であります。

本資金調達は、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況の解消に向けた財務基盤の強化を図るとともに、将来の成長を支える新たな収益基盤を構築するためのものであり、単なる運転資金の確保や資金繰りの改善を目的とするものではありません。当社の財務基盤の強化と新たな収益基盤の構築を同時に実現するための戦略的な成長投資であると考えております。今後、本資金調達を通じて持続的な成長基盤を構築し、中長期的な企業価値の向上を図ることで、株主の皆様の利益向上に努めてまいります。

もっとも、本新株予約権の発行及び行使に伴い、将来的な権利行使の進展に応じて一定の希薄化が生じることとなります。当社としては、既存株主の皆様に希薄化の影響を及ぼすことを十分認識しておりますが、本資金調達により期待される財務基盤の強化及び成長事業への投資効果は、その影響を上回る中長期的な企業価値向上につながるものと判断しております。

３．資金調達方法の概要及び選択理由

（１）資金調達方法の概要

本スキームは、当社がEVO FUNDに対し行使期間を約２年間とする行使価額修正条項付新株予約権である第12回新株予約権を、グリーンエナジーに対し同じく行使期間を約２年間とする行使価額固定型の第13回新株予約権を、それぞれ第三者割当の方法によって割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って資金を調達する仕組みとなっております。また、本新株予約権の行使による資金調達は行使の時期に応じて段階的に行われるものであることから、当社は、EVO FUNDとの間で本ファシリティ契約を締結し、本社債の発行によって当面必要となる資金を機動的に確保するとともに、第12回新株予約権の行使により払い込まれた金銭をもって本社債の繰上償還を行う設計としております。

＜第12回新株予約権＞

① 行使価額の修正

第 12 回新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がなされ、割当日の２取引日後の日以降、１取引日が経過する毎に修正されます。初回の修正においては発行決議日終値の 100%に相当する金額に、２回目以降の修正においては修正日の直前３取引日の各取引日の終値の最低値の 100%に相当する金額に修正されます。発行決議後に株価が上昇した場合に行使の蓋然性を高めるべく、割当日の翌取引日におけ

る行使価額は発行決議日終値の 100%に相当する金額とし、発行決議後に株価が下落した場合にも行使の蓋然性を高めるべく、割当日の２取引日後以降は修正条件に従って行使価額を修正するスキームとしております。かかる行使価額の修正については、当社が割当予定先と協議のうえ、資金調達目的の達成に向けて行使の蓋然性をより高める観点から、修正直前取引日の終値ではなく、修正直前３取引日の終値のうち最も低い価格を基準とする方式を採用したものです。但し、修正後行使価額が下限行使価額（49 円）を下回ることはありません。また、第 12 回新株予約権の行使が制限超過行使に該当する場合であって、当該行使に係る行使価額が発行決議日終値を下回ることとなる場合には、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値に修正されます。

行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、基準となる株価から８～10%程度のディスカウントがなされるのが一般的ですが、第 12 回新株予約権においては、参照株価に対するディスカウントを設けない設計を採用しております。株価上昇時においては当該修正後行使価額が修正直前取引日の終値の 90%を下回る可能性がありますが、他方、株価下落時において修正直前取引日の終値が修正直前３取引日の終値のうち最も低い価格である場合には、修正後行使価額は当該終値と同額、すなわち当該終値の 90%を上回ることとなるため、当該修正方法が常に当社又は既存株主に不利に作用するものではないと考えております。また、参照株価からディスカウントを行わないことにより、修正直前取引日の終値との乖離がさらに拡大することを一定程度抑制する設計となっていることに加え、下限行使価額が設定され、かつ、交付される株式数の上限も固定されております。当社としては、上記のように修正後行使価額が修正直前取引日の終値の 90%を下回る可能性及びこれに伴い既存株主に与え得る影響も踏まえた上で、これらの既存株主への配慮と、割当予定先による行使の蓋然性を高めることによる資金調達の実現可能性及び機動性を総合的に勘案した結果、本スキームを採用することが妥当であると判断しております。

② 制限超過行使の禁止

本買取契約には以下の内容が含まれます。

(a)当社は、取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項の定めに基づき、原則として、単一暦月中にEVO FUNDが第12回新株予約権を行使することにより取得される株式数が、他のMSCB等（取引所の定める有価証券上場規程第410条第１項に定義されます。）の転換等により交付される株式数とあわせて、第12回新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える場合には、当社は当該10%を超える部分に係る第12回新株予約権の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行わせないこと。

(b)EVO FUNDは、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当する第12回新株予約権の行使を行わないことに同意し、第12回新株予約権の行使に当たっては、あらかじめ当社に対し、当該第12回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと。なお、第12回新株予約権の行使に際して、その行使価額が発行決議日終値（但し、株式の分割、併合又は無償割当が行われた場合には公正かつ合理的な調整が行われます。）以上の場合には、制限超過行使を行うことができるところ、初回の修正においては、行使価額は、発行決議日終値の100%に相当する金額に修正されるため、この場合に該当し、割当予定先は制限超過行使を行うことができます。

(c)EVO FUNDは、第12回新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る義務を負うことを約束させ、また譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の義務を承継すべき旨を約束させること。

(d)前号に従い第12回新株予約権が転売された場合、当社は当該転売先との間でも上記各号と同様の内容を約し、当該転売先がさらに他の第三者に転売する場合も同様の内容を約するものとすること。

③ 行使停止指定条項

EVO FUND との本買取契約において、当社は、第 12 回新株予約権の払込期日から１か月を経過した日以降、行使期間の末日までの期間中、EVO FUND が第 12 回新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（停止指定期間）を、EVOLUTION JAPAN 証券株式会社（住所：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表取締役社長：ショーン・ローソン）（以下「EJS」といいます。）に対する通知により、何度でも指定すること

ができます。停止指定期間は、当社がEJSに対して停止指定を通知した日の５取引日後以降の日から当社が指定する日までとなります。当社は、停止指定を取り消すこともでき、停止指定を行った場合又は取り消した場合には、その旨を適時開示いたします。なお、当社が停止指定を行った場合には、社債権者は本社債の繰上償還を請求することができ、また、本ファシリティ契約は終了いたします。

④ 本ファシリティ契約に基づく本社債の発行

当社は、発行決議日に、割当予定先であるEVO FUNDとの間で本ファシリティ契約を締結することを決定いたしました。また、同契約に基づき、同契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、2026年11月27日に以下に記載の「第１回無担保普通社債（少人数私募）の発行の概要」の内容にて本社債（第１回）を発行し、本社債（第１回）を含めて今後も発行価額総額最大５億円の無担保普通社債（少人数私募）を複数回に分けてEVO FUNDに対して発行することを予定しております。第12回新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、本社債の償還に用いられる見込みです。第12回新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は第12回新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債（第１回）の発行により、第12回新株予約権の全ての行使を待たずに一定の金額の資金調達が早期に可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本社債（第１回）を発行することを決議いたしました。

＜本ファシリティ契約の概要＞

同種のエクイティ・ファイナンスに併せて発行される社債においては、額面金額を下回る価額での発行（いわゆるディスカウント発行）が行われる結果、発行会社が実際に受領する金額と償還時に支払うべき額面金額との差額が、発行時点で既に確定した金融費用として発行会社の負担となる場合があります。

本社債は、額面金額100円につき金100円（パー）にて発行され、かつ無利息であることから、発行会社は受領した金額と同額を償還すれば足り、当該差額に相当する負担は生じません。また、繰上償還も額面金額により行われるため、償還の時期にかかわらず発行会社の負担額が増加することはなく、調達コストを前取りする構成とはなっておりません。

(1)	契　約　の　名　称	無担保社債ファシリティ契約証書
(2)	契　約　締　結　日	2026年11月10日
(3)	ファシリティ期間	2026年11月27日から2028年11月27日まで
(4)	ファシリティ設定枠	最大500,000,000円 なお、本ファシリティ契約に基づき社債の発行を当社が決定したとしても、社債権者は当該社債を引き受ける義務を負担しておりません。
(5)	各回号における社債の総額	最大100,000,000円
(6)	各社債の金額	各回号における社債の総額の50分の１を超える額で両当事者で合意した金額
(7)	利率	年率０％
(8)	発行価額	各社債の金額100円につき金100円
(9)	償還価額	各社債の金額100円につき金100円
(10)	払込期日	2026年11月27日に初回の社債を発行する予定です。次回以降の社債については、直前に発行された社債が全て償還された日以後、EVO FUNDと協議のうえで発行する予定です。
(11)	償還期日	2028年11月27日
(12)	償還方法	満期一括償還 但し、各回号における本社債の払込期日以降に第12回新株予約権の全部又は一部が行使された場合に、当該行使に伴い実際に当社に払い込まれた金銭の額（当社と社債権者との間で各回号における本社債について別途締結する相殺予約契約に基づく相殺により払込債務が消滅した金額を除きます。）の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本社債の各社債の額面額の累計額を控除した金額が、本社債の各社債の金額以上となった場合、当社は、当該金額のうち本社債の各社債の金額の整数倍に相当する本社債を、第12回新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の３取引日後の日（当日を含みます。）又は当

		社と社債権者が別途合意する日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還します。
(13)	ファシリティ終了事由	以下に掲げる事由が発生した場合、ファシリティ期間を終了し、本ファシリティ契約に基づく新規の社債発行はなされないものとします。 ・　発行済の本社債の発行総額の累計が 500,000,000 円に達した場合。 ・　当社による第 12 回新株予約権の行使の停止（不行使期間の指定を含みます。）又は残存する第12回新株予約権の全部若しくは一部の取得が通知された場合。 ・　当社が消滅会社となる合併等一定の組織再編行為が当社の株主総会で承認された場合、株主総会の承認が不要な場合で当社の取締役会で決議された場合、又は当該組織再編行為に係る計画を公表した場合。 ・　当社の普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社の普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除きます。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社の普通株式を取得した場合。 ・　スクイーズアウト事由が生じた場合。 ・　当社の株式が監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合。 ・　当社及び社債権者の間で本ファシリティ契約を終了させる旨の書面による合意をした場合。 ・　当社が本社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。
(14)	期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本社債につき期限の利益を喪失するものとします。 ・　本ファシリティ契約の重大な違反が生じた場合。 ・　当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 ・　当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・　当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除きます。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・　当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・　当社が下記(15)の規定に違背し、３取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができます。
(15)	早期償還事由	・　当社は、繰上償還を希望する日（以下「繰上償還日」といいます。）の５営業日（「営業日」とは、取引所において売買立会が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいいます。以下同じです。）前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額 100 円につき金 100 円で繰上償還することができます。 ・　本社債の各発行日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が一度でも第 12 回新株予約権の下限行使価額以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100 円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。 ・　当社が、当社の株式又は当社の株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社の株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部

		を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の 10 取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が EVO FUND 又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社の普通株式の株式分割により当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社の普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第３項に基づく自己株式の売渡し、当社が譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の普通株式を発行若しくは交付する場合、当社がストックオプション制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行及びその行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合、各回号の本社債の払込期日時点において既に、開示書類（本新株予約権の発行に係る有価証券届出書及びその届出目論見書（これらの組込書類及び添付書類を含み、提出又は作成された場合は、有価証券届出書の訂正届出書及び目論見書の訂正事項分を含みます。）及び適時開示書類並びに当社の直近の有価証券報告書及び当該有価証券報告書の提出以降に提出された半期報告書並びに決算短信（提出された場合は、各報告書の訂正報告書を含みます。）をいいます。以下同じです。）において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社の普通株式を発行又は交付する場合並びにその他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 ・　当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 12 回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社において、50%を超える議決権を単独で又は共同保有者（金融商品取引法第 27 条の 23 第５項及び第６項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額 100 円につき金 100 円で償還します。 ・　当社が、第12回新株予約権の全部又は一部につき、EVO FUND との本買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　当社が、第12回新株予約権の発行要項に基づき第12回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　上記にかかわらず、社債権者は、各回号の本社債の払込期日から６か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求する権利を有します。

＜第１回無担保普通社債（少人数私募）の発行の概要＞

(1)	社債の名称	株式会社アスリナ第１回無担保普通社債（少人数私募）
(2)	社債の総額	金 100,000,000 円
(3)	各社債の金額	金2,500,000円の１種。本社債（第１回）の口数は上記「社債の総額」を各社債の金額（2,500,000 円）で除して得られる数とし、本社債（第１回）は、各社債の金額（2,500,000 円）未満の金額に分割することができません。
(4)	払込期日	2026 年 11 月 27 日
(5)	償還期日	2028 年 11 月 27 日
(6)	利率	年率０％
(7)	遅延損害金	年利率 20％ ※本社債（第１回）について支払いを怠った場合又は期限の利益を喪失した場合
(8)	発行価額	額面 100 円につき金 100 円
(9)	償還価額	額面 100 円につき金 100 円
(10)	償還方法	満期一括償還 但し、第 12 回新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い実際に当社に払い込まれた金銭の額（当社と社債権者との間で別途締結する相殺予約契約に基づく相殺により払込債務が消滅した金額を除きます。）の本社債（第１回）の払込期日以降の累計額から当該時点において当社が本但書に基づき繰上償還した本社債（第１回）の額面額の累計額を控除した金額が、各社債の金額（2,500,000 円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債（第１回）を、第 12 回新株予約権の当該行使に伴う金銭の払込みがされた日の３取引日後の日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日を繰上償還日として、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。なお、当社及び社債権者は、当該繰上償還に係る本社債（第１回）の償還金の支払いに代えて、当社と社債権者との間で別途締結する相殺予約契約に従い、当該償還に係る社債償還請求債権と第 12 回新株予約権の行使に際して払い込むべき金銭の払込請求債権とを対当額で相殺することができます。
(11)	期限の利益喪失事由	以下に掲げる事由が発生した場合、当社は、本社債（第１回）につき期限の利益を喪失するものとします。 ・　当社が本ファシリティ契約に重大な違反をした場合。 ・　当社が本社債（第１回）以外の社債について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができない場合。 ・　当社が、社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、若しくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができない場合。 ・　当社が、当社の破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は当社の取締役会において解散（合併の場合を除きます。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行った場合。 ・　当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定又は特別清算開始の命令を受けた場合。 ・　当社が下記(12)の規定に違背し、３取引日以内にその履行がなされない場合、社債権者は、その判断により当社が期限の利益を失ったものとみなすことができます。
(12)	早期償還事由	・　当社は、繰上償還日の５営業日前までに社債権者に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができます。 ・　2026 年 11 月 27 日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の取引所における普通取引の終値が基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、繰上償還日の５取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金 100 円で繰上償還することを請求することができます。「基準金額」は49円（第12回新株予約権の下限行使価額）とします。但し、当社

		が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該取引日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。 ・　当社が、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、デット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、繰上償還日の 10 取引日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを請求することができます。但し、当社が社債権者又はその関係会社を相手方として上記各行為を行う場合、当社普通株式の株式分割により当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、当社が当社普通株式の無償割当を行う場合、会社法第194条第３項に基づく自己株式の売渡しを行う場合、当社の譲渡制限付株式報酬制度又はストックオプション制度に基づき当社が当社の新株予約権若しくは普通株式を発行若しくは交付する場合、本新株予約権の発行及びその行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、本社債（第１回）の払込期日時点において既に、開示書類において開示された当社の新株予約権その他これに類似の権利の行使に基づき当社が当社普通株式を発行又は交付する場合、その他適用法令により必要となる場合についてはこの限りではありません。 ・　当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割（吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社が、本社債（第１回）に基づく当社の義務を引き受け、かつ第 12 回新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限ります。）、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該組織再編行為に係る計画若しくは意向を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日以降で両者が合意する日において、残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以降、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社において、50％を超える議決権を単独で若しくは共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項及び第６項に規定するものを意味します。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌取引日に残存する本社債（第１回）の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。 ・　当社が、第12回新株予約権の全部又は一部につき、EVO FUNDとの本買取契約の定める停止指定を行った場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債（第１回）の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　当社が第12回新株予約権の発行要項に基づき第12回新株予約権の全部又は一部の取得を決定した場合、社債権者は、その選択により、当社に対して、繰上償還日の前取引日までに事前通知を行ったうえで、繰上償還日に、その保有する本社債（第１回）の全部又は一部を、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有します。 ・　上記にかかわらず、社債権者は、本社債（第１回）の払込期日から６か月が経過した日以降いつでも、繰上償還日の５営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債（第１回）の全部又は一部を、繰上償還日において、各社債の金額100円につき

		金100円で繰上償還することを請求する権利を有します。
(13)	総額引受人	EVO FUND
(14)	資金使途	① 事業活動の継続的な拡大に対応するとともに、財務基盤の安定性を確保し、経営環境の変化に柔軟に対応するための運転資金に充当する予定です。 ② AI データセンター事業、ライブコマース事業、熱分解炭化装置事業の各事業における進捗により適宜充当する予定です。

＜第13回新株予約権＞

第 13 回新株予約権は、グリーンエナジーに対して割り当てる行使価額固定型の新株予約権であり、行使価額は条件決定日の終値の 100%に相当する金額（97 円）に固定されており、第 12 回新株予約権のように将来的な市場株価の変動によって行使価額が修正されることはありません。また、第 13 回新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定（13,000,000 株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。第13回新株予約権の行使期間は2026年11月27日から2028年11月27日までの約２年間であり、取得条項は付されておりません。なお、第13回新株予約権は行使価額修正条項付新株予約権ではないため、上記①乃至③の各条項及び上記④の本ファシリティ契約に基づく繰上償還の対象ではありません。

（２）資金調達方法の選択理由

上記「２．募集の目的及び理由」に記載した資金使途の目的に適う資金調達の方法を検討していましたところ、EJSから本資金調達の提案を受け、本スキームは、参照株価に対するディスカウントを設けない行使価額設計で、当社による将来の資金調達に関して割当先の事前承諾を要する条項及び優先交渉権その他これに類する条項を付さない設計であると同時に、取得条項や行使停止条項を通じて当社の事業環境又は資金需要の変化に応じて希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっており、EVO FUNDからスワップ等を用いない保有の透明性の確約や当社の要請に応じて取引記録を共有いただける設計となっております。当該設計に加え、本スキームは段階的な行使を通じた市場への影響の平準化及び本社債による機動的な資金確保を組み合わせるものであり、当社の株主及び株価への影響に配慮しつつ当社の必要とする資金を機動的かつ高い蓋然性をもって調達することが可能であると判断したことから、本資金調達を選択いたしました。

補足いたしますと、同種のエクイティ・ファイナンスにおいては、発行会社が他の資金調達手段について勧誘・協議・交渉又は合意を行うことについて割当予定先の事前承諾を要する条項や、将来の資金調達に係る優先交渉権が付される場合があり、これらは発行会社の将来の資金調達上の選択肢を実質的に制約するものでありますが、本スキームはこうした条項を一切含んでおらず、追加の資金調達が必要となった場合又は市場環境等に大きな変化が生じた場合に、その時々の状況に応じて複数の候補を比較検討することが可能となっております。

一方、第11回新株予約権については、当社の株価が行使価額を下回ることもある状況となっており、予定していた資金を適時に調達することが難しくなっていることから、2026年11月24日時点で残存する新株予約権全て（本日時点における残存個数：29,930個）について、当社が発行価額で買い取り、同年11月25日に消却することとし、新たに本新株予約権を発行することといたしました。

第11回新株予約権の買取り及び消却の概要は以下のとおりです。

＜第 11 回新株予約権の買取り及び消却の内容＞

(1)	名称	株式会社アスリナ（旧商号：株式会社ジー・スリーホールディングス）第 11 回新株予約権（2025 年 11 月 14 日発行）
(2)	発行新株予約権の総数（潜在株式数）	40,000 個（4,000,000 株）
(3)	発行決議日現在までに行使された新株予約権の数（潜在株式	10,070 個（1,007,000 株）

	数)	
(4)	買取り及び消却する新株予約権の数	買取日時点において残存する第 11 回新株予約権の全部 ＜参考＞発行決議日現在の残存数：29,930 個（2,993,000 株）
(5)	買取価額	第 11 回新株予約権１個当たり 166 円 ＜参考＞発行決議日現在の残存数を前提とした買取価額の総額：4,968,380 円
(6)	買取日及び消却日	買取日：2026 年 11 月 24 日 消却日：2026 年 11 月 25 日
(7)	消却後に残存する新株予約権の数	０個

（３）本スキームの特徴

本スキームによる資金調達には、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

＜メリット＞

① ディスカウントなしでの株式発行

通常、行使価額修正条項付新株予約権に係る行使価額の修正は、発行会社の普通株式の普通取引の終値から８～10%程度のディスカウントがなされるのが一般的ですが、第12回新株予約権においては、参照株価に対するディスカウントを設けない設計を採用しております。これにより、同数の新株予約権の行使につき、より多くの資金を調達することが可能となり、同額の資金調達に必要となる新株発行数及び希薄化率を抑制することができます。

② 最大交付株式数の限定

本新株予約権の目的である当社普通株式数は合計40,000,000株（第12回新株予約権27,000,000株、第13回新株予約権13,000,000株）で固定されており、株価動向にかかわらず、最大交付株式数が限定されています。そのため、希薄化率が当初予定より増加することはありません。

③ 既存株主の利益への影響への配慮

本新株予約権の複数回にわたる段階的な行使が期待されるため、希薄化が即時に生じる普通株式自体の発行とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすく、また、第12回新株予約権の下限行使価額は発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額に設定されております。

④ 株価への影響の軽減

第12回新株予約権には下限行使価額が設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはなく、株価低迷の局面において更なる株価低迷を招き得る当社普通株式の供給が過剰となる事態が回避されるように配慮した設計となっております。

⑤ 株価上昇時の調達額の増額

第12回新株予約権は株価に連動して行使価額が修正されるため、株価が上昇した場合に資金調達額が増額されます。

⑥ 株価上昇時の行使促進効果

第12回新株予約権の行使期間中に株価が大きく上昇する場合、EVO FUNDが投資家として早期にキャピタル・ゲインを実現すべく、速やかに行使を行う可能性があり、結果として迅速な資金調達の実施が期待されます。

⑦ 異なる行使価額の設計の組み合わせによる柔軟な資金調達

本スキームにおいては、新株予約権を２回のシリーズに分け、行使価額について異なる設計を設けているため、株価動向に応じた柔軟な資金調達が可能となります。

(a) 株価に応じて修正される行使価額による資金調達：行使期間中に株価が上昇する場合、第12回新株予約権の行使により速やかに行使が行われる可能性があり、迅速に一定の資金調達が実施されることが期待されます。

(b) 固定の行使価額による資金調達：第13回新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定されており、第12回新株予約権のように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、対象株式数についても発行当初から固定されており（13,000,000株）、将来的な市場株価の変動に

よって潜在株式数が変動することはありません。

⑧ 行使時期の分散

本スキームにおいて本新株予約権は同時に発行するものの、第12回新株予約権及び第13回新株予約権は行使価額の設計が異なることから、それぞれの行使がされる時期は重ならないと想定され、当該行使によって交付される株式が市場で重複して売却される可能性は低く、一時期に発生する希薄化も限定的となることが期待できます。

⑨ 本社債による機動的な資金確保

本ファシリティ契約に基づく本社債の発行により、本新株予約権の行使の進捗にかかわらず、当面必要となる資金を早期に確保することが可能となります。本社債は無利息であり、第12回新株予約権の行使代金により順次繰上償還されることから、当社の利息負担及び償還資金の別途確保の負担は抑制されます。

⑩ 資金調達コストの削減

２種類の新株予約権の発行及び本ファシリティ契約の締結を一度に行うことで、それぞれ個別に複数回の決議・発行の手続きを経るよりも、調達に係るコストを削減することが可能となります。

⑪ 取得条項

第12回新株予約権には、将来的に第12回新株予約権による資金調達の必要性がなくなったと判断される場合、又はより有利な条件での資金調達手段が確保された場合等において、当社取締役会が第12回新株予約権を取得する日を定め、EJSに対して通知することにより、残存する第12回新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の条項が含まれております。取得価額は発行価額と同額であり、キャンセル料その他の追加的な費用負担は発生いたしません。

当該条項により、当社は、本資金調達後の事業環境又は資金需要の変化に応じて、本スキームによる希薄化の継続の要否を主体的に判断することが可能となっており、既存株主の利益に資する設計であると考えております。なお、第13回新株予約権には取得条項は付されておりません。

⑫ 本買取契約上の譲渡制限

第12回新株予約権の譲渡に際し、当社取締役会の決議による当社の事前の書面による承認を要するため、当社の事前承認がない限り、EVO FUNDから第三者へ第12回新株予約権が譲渡されることはありません。また、第13回新株予約権についても、グリーンエナジーとの間で締結する買取契約において、その譲渡に際し当社取締役会の承認を要する旨が定められています。

⑬ 停止指定によるタイミングのコントロール

行使停止指定条項により、当社は当社の判断で第12回新株予約権の行使停止期間を設定することが可能であります。

⑭ スワップ等を用いない保有の透明性の確保

EVO FUNDは、第12回新株予約権及びその行使により取得する当社普通株式について、スワップにより第三者に経済的エクスポージャー又はこれに準ずる経済的便益を移転する取引を行わない旨を、書面により当社に表明しております。これにより、第12回新株予約権及び行使取得株式はEVO FUND自身が直接保有するものとして、その保有状況は大量保有報告書等の公衆縦覧書類を通じて市場参加者が把握することが可能であり、当該保有関係の透明性が確保されております。

⑮ 取引記録の共有

EVO FUNDは、第12回新株予約権の行使及び当該行使により取得した当社普通株式に係る取引について、当社の要請に応じて取引記録を共有することに同意しております。つきましては、当社はEVO FUNDによる行使及び市場売却の状況を把握することができる仕組みを採用しております。

＜デメリット＞

① 当初に満額の資金調達ができないこと

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があって初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。

② 株価下落・低迷時に、資金調達額が減少する可能性

株価が長期的に発行決議日の直前取引日の株価を下回り推移する状況では、当初の行使価額に基づき想定される金額を下回る資金調達となる可能性があり、また、下限行使価額が設定されているため、株価水準によっては第12回新株予約権の行使がなされない可能性があります。また、第13回新株予約権については、株価が長期的に行使価額（97円）を下回る状況等では、第13回新株予約権の行使に伴う資金調達が当初の想定どおりにはできない可能性があります。

③ 本社債の繰上償還による資金流出の可能性

本社債には、当社株価が下限行使価額以下となった場合、当社が停止指定又は第12回新株予約権の取得を決定した場合等において、社債権者の請求による繰上償還事由が定められております。これらの事由が生じた場合には、第12回新株予約権の行使代金によらず、当社の手元資金により本社債を償還する必要が生じる可能性があります。

④ 第12回新株予約権の行使代金の本社債の償還への充当

第12回新株予約権の行使に伴い当社に払い込まれる金銭の額の累計額が本社債の各社債の金額の整数倍以上となった場合、当社は当該整数倍に相当する本社債を繰上償還することとされています。また、当該繰上償還に係る本社債の償還金の支払いに代えて、当社と社債権者との間で別途締結する相殺予約契約に従い、当該償還に係る社債償還請求債権と第12回新株予約権の行使に際して払い込むべき金銭の払込請求債権とを対当額で相殺することができます。したがって、本社債が残存する間は、第12回新株予約権の行使による調達資金が本社債の償還に充当され、事業資金として留保されない場合があります。

⑤ 割当予定先の市場売却による株価下落の可能性

EVO FUNDの保有方針は純投資であり、行使取得株式を原則として市場内で売却する方針であるため、当社株価に短期的な下押し圧力が生じる可能性があります。

一方で、(i) 取引所の定める有価証券上場規程第434条第１項及び同施行規則第436条第１項乃至第５項に基づく制限超過行使の禁止により、単一暦月中にEVO FUNDが第12回新株予約権の行使により取得する株式数は、払込期日における当社上場株式数の10%に制限されること、(ii) EVO FUNDは、行使取得株式の売却に際し、市場の状況に配慮する方針であることを確認していること、(iii) EVO FUNDは、当社の要請に応じて第12回新株予約権の行使及び当該行使により取得した株式の取引に関する記録を当社に提供することに同意していること、並びに(iv) 行使価額に参照株価に対するディスカウントが付されていないことから、第12回新株予約権の行使に伴う価格形成への影響は一定程度抑制されるものと考えております。また、グリーンエナジーの第13回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の保有方針は中長期保有である旨を確認しております。

⑥ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみの契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

⑦ 希薄化の発生

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は合計40,000,000株（第12回新株予約権27,000,000株及び第13回新株予約権13,000,000株、議決権数400,000個）であり、2026年８月31日現在の当社発行済株式総数22,389,720株（総議決権数212,497個）を分母とする希薄化率は178.65%（議決権ベースの希薄化率は188.24%）に相当し、当社普通株式に大規模な希薄化が生じます。但し、本新株予約権は約２年間にわたって段階的に行使されることが期待されており、必ずしもかかる希薄化が一度に生じるものではありません。

（４）他の資金調達方法

① 新株式発行による増資 (a) 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかもその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や半期報告書及び有価証券報告書の提出期限と

の関係で最低でも数か月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは本スキームの方がメリットが大きいと考えております。さらに、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられます。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

② 新株式発行による増資（b）株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから、本スキームと比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 新株式発行による増資（c）新株式の第三者割当増資

新株式の第三者割当増資は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、本新株予約権の複数回にわたる段階的な行使と異なり、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。そのため、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

④ 行使価額が固定された転換社債（CB）

CBは、発行時点で必要額を確実に調達できるというメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり、当社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ、現時点でかかる資金を確保できるかが不透明です。また、通常CBの転換は割当先の裁量により決定されるため、資本増強の蓋然性・タイミングが不透明であり、また当社は希薄化の時期・程度をコントロールできません。一方、本スキームでは、第12回新株予約権の行使代金により本社債を順次償還する設計としており、負債性の資金が資本性の資金に置き換わることが期待できるとともに、当社は停止指定及び取得条項により希薄化の時期・程度を一定程度コントロールできることから、CBよりも本スキームが適当であると判断いたしました。

⑤ 新株予約権付社債（MSCB含む。）

株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆるMSCB）の発行条件及び行使条件は多様化しており、MSCBは相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様の利益になると考え、本スキームの方が希薄化による株主への影響が少ないと判断いたしました。

⑥ 行使価額修正条項付新株予約権又は行使価額固定型新株予約権のみによる資金調達

行使価額修正条項付新株予約権のみによる資金調達は、株価に連動した機動的な調達が期待できる一方、株価動向によっては行使価額が下限行使価額に張り付き、当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があります。また、行使価額固定型新株予約権のみによる資金調達は、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となるため、資金調達の確実性は本スキームと比較して低いと考えられます。本スキームは、両者を組み合わせることにより、上記「（３）本スキームの特徴＜メリット＞⑦異なる行使価額の設計の組み合わせによる柔軟な資金調達」に記載のとおり株価動向に応じた柔軟な資金調達が可能となることから、いずれか一方のみによる資金調達は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑦ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が少なく、当社においても現時点では実施の目処は立っておりません。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近２年間において経常赤字を計上しており、新株予約権証券の上場基準を満たさないため、実施することができません。以上から、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

⑧ 借入・社債のみによる資金調達

金融機関からの借入・社債のみによる資金調達については、利払い負担や返済負担が生じるとともに、調達額が全額負債となるため当社の財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。特に、当社グループは、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在していることから、新規に金融機関からの借入れを行うことは難しい状況にあります。

なお、本第三者割当により発行される第12回新株予約権の目的である株式27,000,000株に係る議決権の数は270,000個であり、その結果、EVO FUNDは、当社の総議決権の数の最大55.96%を保有し得ることとなり、会社法第244条の２第１項に定める特定引受人に該当いたします。下記は、同項及び会社法施行規則第55条の２に定める通知事項です。

(a) 特定引受人の氏名又は名称及び住所

EVO FUND

c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands

(b) 特定引受人がその引き受けた募集新株予約権に係る交付株式の株主となった場合に有することとなる最も多い議決権の数

270,000個

(c) (b)の交付株式に係る最も多い議決権の数

270,000個

(d) (b)に規定する場合における最も多い総株主の議決権の数

2026年８月31日の総議決権数212,497個を基準とした場合、482,497個になります。

(e) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する取締役会の判断及びその理由

当社取締役会は、本第三者割当が実行され、第12回新株予約権が行使された場合、大規模な希薄化を伴い、既存株主の皆様に不利益を与え得ることとなりますが、本第三者割当が、調達した資金をもって当社グループの事業基盤の強化及び中長期的な成長戦略の遂行を図ることを目的とするものであり、また、EVO FUNDは、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ないと判断しております。

(f) 上記(e)の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合には、その意見

該当事項はありません。

(g) 特定引受人との間の総数引受契約締結に関する監査等委員会の意見

当社監査等委員会は、本第三者割当が、調達した資金をもって当社グループの事業基盤の強化及び中長期的な成長戦略の遂行を図ることを目的とするものであり、また、EVO FUNDは、経営関与を目的としておらず、純投資を目的としており、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、順次売却していく予定であることから、やむを得ない旨の意見を書面で表明しております。

４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

①	払込金額の総額	3,884,140,000 円
	第 12 回新株予約権の払込金額の総額	2,970,000 円
	第12回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	2,619,000,000 円
	第 13 回新株予約権の払込金額の総額	1,170,000 円
	第13回新株予約権の行使に際して出資される財産の額	1,261,000,000 円
②	発行諸費用の概算額	11,000,000 円

③	差引手取概算額	3,873,140,000 円

（注）１．払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の額の合計額を合算した金額であり、第 12 回新株予約権については当初行使価額で全ての第 12 回新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。なお、本社債の払込金額は含まれておりません（本社債の払込金は、第 12 回新株予約権の行使代金による本社債の償還を通じて実質的に第 12 回新株予約権の行使代金に置き換わるため、二重計上を避ける趣旨であります。）。

２．発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、新株予約権評価費用、登記関連費用、有価証券届出書作成費用、その他事務費用等の合計額であります。

３．行使価額が修正又は調整された場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

４．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計3,873百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 本社債の償還資金	500	2026 年 11 月～2028 年１月
② AI データセンター事業	2,773	2026 年 11 月～2028 年７月
③ ライブコマース事業	200	2026 年 11 月～2027 年１月
④ 熱分解炭化装置事業	100	2026 年 11 月～2028 年 10 月
⑤ 運転資金	300	2026 年 11 月～2028 年 10 月
合計	3,873	

（注）１．本社債の発行により調達する資金の使途：①事業活動の継続的な拡大に対応するとともに、財務基盤の安定性を確保し、経営環境の変化に柔軟に対応するための運転資金に充当する予定です。②AIデータセンター事業、ライブコマース事業、熱分解炭化装置事業の各事業における進捗により適宜充当する予定です。

２．上記本新株予約権の資金使途に充当するまでの間、当該資金は事業用資金とは別の銀行預金等で補完する予定です。

３．調達資金は①から⑤の各資金使途の支出予定時期において、①から順に優先して充当する予定です。なお、①については、本ファシリティ契約に基づきファシリティ設定枠の最大５億円の社債が発行された場合の償還額を記載しておりますが、本ファシリティ契約では、本社債以降の社債については、直前に発行された社債が全て償還された日以後、EVO FUND と協議のうえで発行する予定であり、本社債以降の社債が発行されない場合には想定どおりの使途に充当されない可能性もあります。

各資金使途についての詳細は以下のとおりです。

①　本社債の償還資金

本新株予約権の行使によって調達する資金により、本社債500百万円を償還いたします。

②　AIデータセンター事業

当社グループはこれまで太陽光発電所及び蓄電池事業を通じて、エネルギーインフラの開発・運営ノウハウを蓄積してまいりました。AIデータセンター事業は、その延長線上に位置付けられる新たな事業領域であり、既存事業で培ったプロジェクトマネジメント能力及び事業開発ノウハウを活用できる分野として、多角的な検討を重ねてまいりました。

近年、生成AIの急速な普及に伴い、AIモデルの学習及び推論に必要となる計算資源への需要は世界的に拡大しております。大規模言語モデル（LLM）をはじめとするAI技術の高度化により、高性能GPUを活用した演算処

理能力は企業活動及び社会インフラを支える重要な基盤となりつつあります。一方で、高性能GPU及び関連設備の整備には多額の初期投資と専門的な技術対応が必要であり、需要の拡大に対して供給体制の整備が重要な課題となっております。

このような事業環境を踏まえ、当社は事業パートナーとの連携を通じて、コンテナ型AIデータセンター事業へ参入いたします。本事業においては、高性能GPUを搭載したコンテナ型AIデータセンター設備の導入を進めるとともに、利用予定者のニーズに応じたシステム構成の最適化を実施し、設備保有を目的とする事業会社、投資家その他の事業主体へ提供することを想定しております。当社は、利用予定者のニーズに基づく案件組成、設備仕様の策定及びシステムインテグレーションに向けた関係事業者間の調整等を行うことで付加価値を創出し、設備保有を目的とする事業者又は投資家等への案件譲渡を通じて収益を獲得する事業モデルを想定しております。調達資金については、主としてコンテナ型AIデータセンター設備に係る契約金、関連設備費用及び構築費用等に充当する予定であり、当初は複数案件の組成及び譲渡を通じて事業基盤の構築を図る方針であります。当社が現在想定するコンテナ型AIデータセンター案件は、１案件当たり約２MW規模であり、案件組成に当たっては契約金、設備発注時における手付金その他関連費用として概ね９億円程度の資金を要する見込みであります。当該金額は、現在協議中の案件を前提として試算したものであり、案件の内容、設備構成及び市場環境等により変動する可能性があります。当社は、ワラント行使期間中に複数案件の組成及び譲渡を通じた事業展開を計画しており、本件調達資金2,773百万円については、当該事業計画に基づき想定される案件組成資金、関連設備費用及び構築費用等を勘案して算定しております。なお、当社が計画するコンテナ型AIデータセンター案件においては、高性能GPUを含むIT機器、受変電設備、冷却設備その他の関連設備の導入に多額の資金を要します。また、設備調達及び案件組成の過程においては、各種設備の発注時に契約金及び手付金等の支払いが必要となることから、継続的な案件開発及び将来的な複数案件の同時並行的な推進を可能とするための資金を確保する必要があります。本事業に係る資金需要額については、これらの事情を踏まえ、事業パートナーとの協議内容及び当社が策定した事業計画に基づき、複数案件の組成及び事業展開に必要となる設備投資計画、関連工事費用並びに案件組成時に必要となる契約金及び手付金等を勘案して算定しております。

また、本事業については案件組成及び設備譲渡による収益獲得を基本方針とする一方で、今後の事業環境、投資回収状況及び事業価値の向上等を総合的に勘案し、当社グループが有する経営資源及び事業パートナーとの連携を活かしながら、設備の保有・運営を含めた、AIデータセンター事業における新たな事業機会の創出及び事業領域の拡大を柔軟に検討してまいります。さらに、事業推進を通じてAIデータセンターの開発、運営及び市場ニーズに関する知見を蓄積し、事業採算性及び市場環境等を踏まえた上で、将来的には当社によるAIデータセンター設備の保有及び運営についても検討してまいります。

当社は本事業を中長期的な成長投資として位置付けており、新たな収益機会の創出及び企業価値の向上を図ることで、持続的な成長の実現を目指してまいります。

③　ライブコマース事業

当社グループは、ライブコマース事業への参入を目的として、ＭＦ６の株式を取得し子会社化いたしました。ＭＦ６は、SNS等のデジタルプラットフォームを活用し、アンティーク家具、アンティーク雑貨、ジュエリー、ブランド品などの高付加価値商材を取り扱うライブコマース事業を展開しており、これまで培ってきた販売ノウハウや顧客基盤を有しております。

今回の資金投入は、ＭＦ６の事業拡大及び収益基盤の強化を目的とするものであり、特にライブコマース事業における商品仕入体制の強化を図ることで、さらなる売上拡大と企業価値向上を実現するための戦略的な投資として位置付けております。

当社グループは、環境エネルギー事業、系統用蓄電池事業、環境関連事業を中心に事業展開を進めておりますが、中長期的な成長の実現には、景気動向や個別市場の影響を受けにくい複数の収益基盤を構築することが重要であると考えております。そのため、事業ポートフォリオの多様化を進めるとともに、継続的な収益を生み出す事業領域の育成に取り組んでおります。

ＭＦ６が取り扱うアンティーク家具やジュエリーなどの商品は、一般的な流通商品とは異なり、希少性や独自性が高く、一点ごとに異なる価値を有しております。また、商品の背景や歴史、デザイン性などを含めて顧客へ訴求することで、その価値が最大限発揮される特徴があります。

ライブコマースは、リアルタイムで商品の魅力を伝えながら視聴者との双方向コミュニケーションを行う販売手法であり、特に高付加価値商材との親和性が高い販売モデルです。商品そのものだけでなく、そのストーリーや希少性について、配信を通じて伝えることで、顧客の購買意欲を高め、高い成約率とリピート率を実現できる可能性があります。

一方で、本事業においては、優良な商品の仕入能力が競争力を左右する重要な要素となります。アンティーク家具やジュエリーなどは市場に流通する数量が限られており、優良商材と出会った際に迅速な仕入判断を行える体制が不可欠です。十分な仕入資金を確保することで、これまで以上に機動的な商品調達が可能となり、販売機会の拡大につながるものと考えております。なお、本事業に係る資金需要額については、当社が策定した事業計画に基づき、今後の売上拡大に伴い必要となる商品仕入資金及び適正な在庫水準を勘案して算定したものであります。当社は、本件資金投入により約200百万円規模の商品仕入資金の拡充を計画しており、アンティーク家具、アンティーク雑貨、ジュエリー及びブランド品等の高付加価値商材の調達力を強化することで、商品ラインナップの拡充、販売機会の拡大及び収益力向上を図ってまいります。

また、仕入規模の拡大は取扱商品数の増加だけでなく、商品ラインナップの多様化にも寄与します。より幅広い顧客ニーズに対応できるようになることで、新規顧客の獲得やリピーターの増加が期待されます。さらに、魅力的な商材を継続的に確保できることで配信コンテンツの充実にもつながり、ライブコマース事業全体の成長を後押しするものと考えております。

当社は、本件資金投入を通じてＭＦ６の商品調達力及び販売力を強化し、ライブコマース事業の拡大を加速させてまいります。また、本事業で培われるデジタルマーケティングや顧客接点のノウハウは、将来的に当社グループの他事業への展開も期待できることから、グループ全体の収益基盤強化及び企業価値向上に資するものと考えております。

以上の理由から、本件資金投入は、ライブコマース事業の持続的な成長を実現し、多角的かつ安定的な収益基盤を構築するための重要な施策であると判断しております。

④　熱分解炭化装置事業

当社グループは、持続的な成長及び企業価値の向上に向け、環境エネルギー事業及び系統用蓄電池事業を中心とした既存事業の拡大に加え、中長期的な収益基盤の多様化に取り組んでおります。近年、脱炭素社会及び循環型社会の実現に向けた取り組みが進展する中、企業においても、廃棄物の削減、未利用資源の有効活用及び資源循環への対応が重要な経営課題となっております。

当社は、株式会社FUKUMURA（以下「FUKUMURA」といいます。）との接点を契機に、同社が有する熱分解炭化技術及びその事業性に着目し、昨年より、同社との間で事業化に向けた協議及び検討を重ねてまいりました。その後、約半年にわたる検討を経て、現在は当社の関係会社として同社と一体となって熱分解炭化装置の製品化及び事業展開に向けた取り組みを進めております。

FUKUMURAが開発する熱分解炭化装置は、木質系、食品系、畜産・農業系をはじめとするバイオマス資源等を熱分解し、炭化物へ転換する設備です。本装置は間接加熱方式を採用しており、固定式に加え、処理対象物の発生場所等に応じて移動式として運用することも可能です。

本装置を活用することにより、従来、焼却又は廃棄処分されていた未利用資源等を減容化するとともに、炭化物として再資源化することが可能となります。生成された炭化物については、その原料及び性状に応じて、燃料、農業資材、建材その他の用途への活用を想定しており、未利用資源を新たな価値を有する資源へ転換することを目指しております。

当社は、本装置の制御系統に係る特許の実施権を活用し、装置を構成する制御盤の製造及び供給を担う予定です。具体的には、外部製造事業者への製造委託により制御盤を製造し、FUKUMURAが開発する制御ソフトウェアを組み込んだうえで、本装置の構成機器として供給する体制の構築を進めております。

現在、FUKUMURAが有する熱分解炭化技術と、当社が担う制御系統の製造・供給機能を組み合わせ、本格的な製品供給に向けた製造体制及び販売体制の構築を進めております。当社グループは、本事業を通じて、未利用資源の再資源化、廃棄物処理負担の軽減及び資源循環の促進に貢献し、新たな環境関連事業として育成してまいります。

なお、本事業に係る調達資金のうち100百万円については、熱分解炭化装置事業の推進資金として充当する予定であります。具体的には、九州地区における事業の推進に必要な機器資材調達資金としてFUKUMURAに対する貸付金30百万円、当社が担う委託製造費用として60百万円、並びに事業推進、営業活動及びプロジェクト管理等に要する費用として10百万円を充当する予定であります。

本事業に係る資金需要額については、現在協議及び検討を進めている案件に係る設備構成、製造計画及び事業展開計画を踏まえ算定したものであります。本調達資金を活用することにより、製造体制及び販売体制の整備を進め、本事業の早期事業化及び収益基盤の構築を図ってまいります。

⑤　運転資金

当社は、中長期的な成長に向けた各種事業投資及び事業基盤の拡充を推進しており、これに伴い運転資金需要の増加が見込まれております。本資金調達により調達した資金については、事業活動の継続的な拡大に対応するとともに、財務基盤の安定性を確保し、経営環境の変化に柔軟に対応するための運転資金に充当する予定であります。なお、当該資金需要額については、当社が策定した事業計画及び資金計画に基づき、人件費、外注費、管理費その他事業運営に必要な費用及び成長投資案件の推進に伴う運転資金需要を勘案して算定したものであります。

なお、2025 年 10 月 29 日付「第三者割当による新株式及び第 11 回新株予約権の発行に関するお知らせ」において開示したファイナンスにおける資金の調達状況及び充当状況は以下のとおりです。新株式については、2025 年 11 月 14 日付「第三者割当による新株式及び第 11 回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ」のとおり、発行価額の払込みにより調達予定資金の全額が調達完了しております。第 11 回新株予約権については、2026 年 11 月 10 日時点で 131,508 千円の調達が完了しております。

第 11 回新株予約権により調達を予定していた資金のうち、系統用蓄電事業及びポータブル蓄電池仕入に係る資金使途については、第 11 回新株予約権の行使が当初想定どおり進捗しなかったことから、未充当又は一部未充当となっております。もっとも、系統用蓄電事業については、新株式により調達した資金を活用し、事業用地の確保及び系統連系権等の取得を進めており、現在も事業推進を継続しております。当該事業については、今後、事業用地及び各種権利の譲渡等による収益化を見込んでいることから、現時点において事業計画に重大な支障は生じておりません。また、ポータブル蓄電池事業についても、資金調達状況を踏まえながら事業を継続しており、今後の市場環境及び事業採算性を勘案しながら展開を進めてまいります。

なお、新株式により調達した資金については、当初予定していた系統用蓄電所の取得契約が合意解約となったことに伴い、返還された資金を活用して新たな系統用蓄電所の事業用地及び電力接続権等を取得したほか、その一部を事業拡大に伴う運転資金に充当しております。当該運転資金への充当に際しては、必要な資金使途の変更手続及び適時開示を実施していなかったことから、2026 年 11 月 6 日付「第三者割当による新株式発行に係る調達資金の資金使途の変更に関するお知らせ」にて、事後的に資金使途の変更を決議した旨を公表しております。

一方、当社は中長期的な成長戦略として AI データセンター事業、ライブコマース事業及び熱分解炭化装置事業等への投資を検討しており、これらの事業の推進に新たな資金需要が発生しております。このため、当社は新たな成長投資資金を確保し、事業基盤の強化及び企業価値向上を図ることを目的として、本資金調達を実施することといたしました。

＜新株式＞　（単位：千円）

具体的な使途	調達予定金額	充当金額	支出予定時期
①　系統用蓄電事業	156,000	156,000	2025年11月～2027年11月
②　運転資金	92,000	60,493	2026年10月～2026年12月
合計	248,000	216,493	

＜第 11 回新株予約権＞　（単位：千円）

具体的な使途	調達予定金額	充当金額	支出予定時期
①　系統用蓄電事業	235,000	0	2025 年 11 月～2027 年 11 月

②　新規事業開発	150,000	77,899	2026年６月～2027年11月
③　ライブコマース事業	50,000	50,000	2026年６月～2027年11月
④　ポータブル蓄電池仕入	60,000	3,608	2025年11月～2027年11月
合計	495,000	131,508	

５．資金使途の合理性に関する考え方

当社は、上記「２．募集の目的及び理由」に記載のとおり、本資金調達により調達する資金を、上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載の資金使途に充当することで、財務基盤の安定に資すると見込んでおります。よって、当該資金使途は、企業価値の向上を実現するためのものであり、売上及び利益を向上させるとともに、当社の安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、当社の既存株主の皆様の利益に資する合理性があるものと考えております。

６．発行条件等の合理性

（１）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（所在地：東京都千代田区紀尾井町４番１号、代表者：山本 顕三）に依頼し、モンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しております。評価基準日（2026年11月９日）の市場環境、当社の株価、ボラティリティ、無リスク利子率、予定配当額等を考慮した一定の前提（当社株価97円、ボラティリティ63.1%、権利行使期間２年、無リスク利子率1.8%、予定配当額０円／株）を置き、当社は株式会社赤坂国際会計が算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、第12回新株予約権の１個の払込金額を11円、第13回新株予約権の１個の払込金額を９円といたしました。

行使価額につきましては、行使価額修正型の第12回新株予約権と行使価額固定型の第13回新株予約権を組み合わせることにより、株価動向に応じて修正される行使価額による迅速な資金調達と、将来的な市場株価の変動によっても行使価額が変動しない資金調達とを併用して、株価動向に応じた柔軟な資金調達を可能とするとともに、段階的な行使を通じた市場への影響の平準化を図っております。さらに、本スキームは、本社債による機動的な資金確保を組み合わせるものであり、当社の株主及び株価への影響に配慮しつつ当社の必要とする資金を機動的かつ高い蓋然性をもって調達することが可能であると判断しております。

第12回新株予約権の行使価額は、当初行使価額が発行決議日の直前取引日の終値の100%に相当する金額である97円に設定されており、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の２取引日後の日以降、１取引日が経過する毎に修正されます。初回の修正においては発行決議日終値の100%に相当する金額に、２回目以降の修正においては修正日の直前３取引日の各取引日の終値の最低値の100%に相当する金額に修正されます。もっとも、下限行使価額については発行決議日の直前取引日の終値の50%に相当する金額（１円未満の端数切上げ）に設定されており、修正後の行使価額が下限行使価額を下回る価額に修正されることはありません。

第13回新株予約権の行使価額は、発行決議日の直前取引日の終値の100%に相当する金額である97円に設定されており、行使価額の修正は行われず、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。

本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価額はいずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

また、当社監査等委員会（うち３名が会社法上の社外取締役）から、本新株予約権の発行については、特に有利な条件での発行に該当せず適法である旨の意見を得ております。当該意見は、本新株予約権の発行条件は、第三者算定機関が当社と継続した取引関係になく、割当予定先からも独立した立場にあるため、その選定が妥当であること、発行価額が当該第三者算定機関によって算出された当該評価額と同額で決定されていること、並びに当該第三者算定機関の計算方法及び前提条件に不合理な点が認められないことを判断の基礎としております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は40,000,000株（議決権数400,000個）であり、2026年８月31日現在の当社発行済株式総数22,389,720株（総議決権数212,497個）に対する割合は178.65％（議決権ベース188.24％）となり、取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める大規模な第三者割当に該当いたしますが、本資金調達は当社の企業価値向上に寄与するものであります。

加えて、第12回新株予約権はその行使を一定期間に分散し、段階的な行使を前提とすること、また、第12回新株予約権及び第13回新株予約権は行使価額の設計が異なることから行使時期の分散が期待できることから、既存株主の利益に配慮したものとなっております。

なお、本新株予約権の第三者割当により、希薄化率が25％以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係を有しない金川国際法律事務所の小林信介弁護士を中心に、当社取締役監査等委員である、阪井大弁護士及び、同じく当社取締役監査等委員である布施恭祐会計士の３名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置し、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議いただき、今般の資金調達の必要性及び相当性が認められるとの意見を受領の上、発行を決議しております。なお、小林信介弁護士は、EJSから紹介を受けたものですが、当社と小林信介弁護士との間に利害関係は一切ないこと、小林信介弁護士は弁護士として、職業上、高度の独立性、専門性を有していることから、本第三者委員会委員としての独立性に問題はないものと判断しております。

７．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

＜EVO FUND＞

(1)	名称	EVO FUND（エボ ファンド）
(2)	所在地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
(3)	設立根拠等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(4)	組成目的	投資目的
(5)	組成日	2006年12月
(6)	出資の総額	払込資本金：１米ドル 純資産：約219.2百万米ドル（2026年８月31日現在）
(7)	出資者・出資比率・出資者の概要	Tiger Holdings Ltd. 100％（Tiger Holdings Ltd.の議決権は間接的に100％マイケル・ラーチが保有）
(8)	代表者の役職・氏名	代表取締役　マイケル・ラーチ／代表取締役　リチャード・チゾム
(9)	国内代理人の概要	名称：EVOLUTION JAPAN証券株式会社 所在地：東京都千代田区紀尾井町４番１号 代表者の役職・氏名：代表取締役社長　ショーン・ローソン 事業内容：金融商品取引業 資本金：12億1,905万8,875円
(10)	当社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
(11)	当社と当該国内代理人との間の関係	当社と当該国内代理人との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

(注)　割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月９日現在におけるものです。

※ 当社は、EJSにより紹介されたEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないか、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、EVO FUNDが反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、EVO FUNDからは、反社会的勢力との間において一切関係ない旨の誓約書の提出を受けております。さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である日本リスク管理センター株式会社（住所：大阪府大阪市中央区城見二丁目２番22号、代表取締役：神々輝彦）にEVO FUND並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及びEVO FUNDの役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2026年10月22日において、EVO FUND、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。以上から総合的に判断し、当社はEVO FUND、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を取引所に提出しております。

＜グリーンエナジー＞

(1)	名称	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合
(2)	所在地	東京都中央区日本橋本町三丁目３番６号
(3)	設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律
(4)	組成目的	有価証券の取得等
(5)	組成日	2023年７月７日
(6)	出資の総額	350,010,000円
(7)	出資者・出資比率	みらい再生支援機構合同会社　100%
(8)	業務執行組合員の概要	名称：みらい再生支援機構合同会社 所在地：東京都中央区日本橋本町三丁目３番６号 代表者の役職・氏名：代表社員　倉知　宏明 事業内容：投資事業組合等への出資、組合財産の管理及び運用 資本金：１万円 出資者及び出資比率：倉知　宏明　100%
(9)	当社と当該ファンドとの間の関係	出資関係：当該ファンドは、2026年８月31日現在、当社普通株式2,269,400株（議決権所有割合10.68%）を保有する当社の主要株主であり、当社第11回新株予約権を保有しております。 なお、第11回新株予約権は、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由（２）資金調達方法の選択理由　＜第11回新株予約権の買取り及び消却の内容＞」に記載のとおり、買取り及び消却する予定です。 人事関係：該当事項はありません。 資金関係：該当事項はありません。 技術又は取引等関係：該当事項はありません。
(10)	当社と業務執行組合員との間の関係	出資関係：該当事項はありません。 人事関係：該当事項はありません。 資金関係：該当事項はありません。 技術又は取引等関係：該当事項はありません。

(注)　割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2026年11月９日現在におけるものです。

※ 当社は、割当予定先であるグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の無限責任組合員 みらい再生支援機構合同会社との間で締結する新株予約権引受契約において、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合及びみらい再生支援機構合同会社の出資者並びにそれらの役員及び重要な使用人が反社会的勢力との関係がない旨の表明及び保証を受けております。また、グリーンエナジーシステム投資事業有限

責任組合の無限責任組合員 みらい再生支援機構合同会社及びその業務執行社員と社員並びにグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の全出資者（以下「割当予定先関係者」と総称します。）について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、独自に専門の調査機関である日本リスク管理センター株式会社（住所：大阪府大阪市中央区城見二丁目２番 22 号、代表取締役：神々輝彦）に調査を依頼いたしました。当該調査機関からは、反社会的勢力等の関与事実が無い旨の調査報告書を 2026 年 10 月 22 日及び 2026 年 11 月６日に受領し、また調査方法について確認したところ、同社からは、割当予定先及びその関係する法人又はその他の団体、関係する個人に関わる書類・資料の査閲、分析、検証及び過去の行為・属性情報・訴訟歴・破産歴等の確認並びに風評収集を行ったとの報告を受けております。当社は、当該報告・結果内容は妥当であり、グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合の割当予定先関係者は反社会勢力ではなく、反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を取引所に提出しています。

（２）割当予定先を選定した理由

＜EVO FUND＞

当社は、EJSから第12回新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を受け、検討の結果、当社のニーズに合致しているものと判断いたしました。EVO FUNDを割当予定先として選定するにあたっては、以下の事情を総合考慮いたしました。

割当予定先であるEVO FUNDは、2001年に設立されたEVOLUTIONの中核となる投資ファンドです。その国内代理人であるEVOLUTION JAPAN証券株式会社（関東財務局長（金商）第20号）は、東京都千代田区のニューオータニガーデンコートに専門チームを設置し、資金調達のアレンジメント業務、案件の執行及び発行後の運用管理を担っております。EVO FUNDは、取締役の派遣等による経営関与を行わない純投資を基本としており、国内の上場企業に対する新株予約権の第三者割当において、参照株価に対するディスカウントを設けない新株予約権（EVO-ZERO®）による投資を主としております。また、発行会社のニーズに応じ、ゼロクーポン無担保社債を額面100％で取得することをはじめ、短期の資金需要に対応した資金調達手段も提供しております。同社の手法は、発行会社の経営の自由度を確保する観点から、将来の証券及び株式発行を制限せず、今後の資金調達に係る優先交渉権及び先買権を付さない設計を特徴としております。また、スワップにより保有実態を不透明化する手段を用いない方針とされております。EVO FUNDには、こうした設計及び方針を独自の標準として他社に先駆けて確立し、25年以上にわたり日本株への投資を継続してきた実績があります。グループとしては、上場企業70社超に対する第三者割当案件として150件超、累計調達金額1.4兆円超に上り、2023年以降、国内第三者割当リーグテーブルにおいて毎年第１位を獲得しております。(*)

(*)出所：EJS

これらを総合的に勘案し、EVO FUNDを割当予定先として選定いたしました。

＜グリーンエナジー＞

当社は、本第三者割当の実施にあたり、資金調達の確実性に加え、当社の事業内容及び成長戦略に対する深い理解を有する投資家を割当予定先として選定することが重要であると考え、割当予定先の検討を行いました。

グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合は、当社の主要株主として当社の事業活動及び経営方針について継続的に理解を深めており、当社が推進する事業戦略並びに中長期的な企業価値向上の方針についても十分な理解と賛同をいただいております。また、当社が推進する環境エネルギー事業、ライブコマース事業、AIデータセンター事業及び熱分解炭化装置事業を含む成長戦略についても理解を示しており、本資金調達の趣旨に賛同いただいております。

当社は、同組合による本第三者割当への参加が、必要資金を円滑に調達することを可能にするとともに、主要株主として中長期的な観点から当社の企業価値向上を支える安定的な株主基盤の維持にも資するものと判断し、本第三者割当の割当予定先として選定いたしました。

（３）割当予定先の保有方針及び行使制限措置

＜EVO FUND＞

第12回新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDは、純投資を目的としており、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、基本的に市場内で売却しますが、売却時は常にマーケットへの影響を勘案する方針である旨を、当社常務取締役経営管理本部長の髙橋龍馬が、口頭にて確認しております。

あわせて、EVO FUNDからは、第12回新株予約権及び行使取得株式について、スワップやその他の保有実態を不透明化する手段による第三者への経済的エクスポージャーの移転を行わない方針であること、及び、当社の要請に応じて第12回新株予約権の行使及び当該行使により取得した株式の取引に関する記録を当社と共有する旨を書面にて確認しております。

また、当社とEVO FUNDは、本買取契約において、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（１）資金調達方法の概要　②制限超過行使の禁止」に記載の内容を合意しております。

さらに、本買取契約において、第12回新株予約権の譲渡については当社取締役会による承認を要する旨が定められております。EVO FUNDから第12回新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申入れがあった場合、当社は、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、第12回新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び第12回新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

なお、本社債については、本ファシリティ契約に基づく買取契約において、当社取締役会の承認がない限り、EVO FUNDは本社債を第三者に譲渡しない旨（但し、当社による停止指定、第12回新株予約権の取得決定、期限の利益喪失事由の発生その他一定の場合を除きます。）が定められる予定です。

＜グリーンエナジー＞

第13回新株予約権の割当予定先であるグリーンエナジーは、第13回新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する方針である旨を、当社常務取締役経営管理本部長の髙橋龍馬が、口頭にて確認しております。

さらに、本買取契約において、第13回新株予約権の譲渡については当社取締役会による承認を要する旨が定められております。グリーンエナジーから第13回新株予約権の全部又は一部について、譲渡したい旨の申入れがあった場合、当社は、譲渡先の本人確認、反社会的勢力でないことの確認、第13回新株予約権の行使に係る払込原資の確認及び第13回新株予約権の行使により取得する株式の保有方針を確認した上で、譲渡先として適当であると判断した場合に、当社取締役会で承認するものとし、承認が行われた場合には、その旨を開示いたします。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

＜EVO FUND＞

当社は、EVO FUNDの保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカー及びその他金融機関の2026年９月30日時点における残高報告書を確認しており、払込期日において第12回新株予約権の払込金額（発行価額）の総額及び本社債（第１回）の払込金額の総額の払込み、並びに第12回新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

＜グリーンエナジー＞

当社は、グリーンエナジーから、2026年11月４日時点の普通預金口座の通帳の写しを入手して、その残高を確認しております。当社は、グリーンエナジーから、第13回新株予約権の発行及び行使に係る資金について、自己資金及び投資家からの出資金等により確保する予定である旨の説明を受けております。

当社は、割当予定先の運用実績、過去の投資実績、投資家との関係、資金調達能力及びこれまでの新株予約権の引受実績等を総合的に勘案し、本新株予約権の行使に必要な資金の確保に重大な支障が生じる可能性は低いものと判断しております。

なお、第13回新株予約権の行使はグリーンエナジーの裁量により行われるものであり、行使に要する資金については、各行使時点において必要に応じて確保される予定であることを当社常務取締役経営管理本部長の髙橋龍馬が、口頭にて確認しております。また、グリーンエナジーが本新株予約権を行使する場合には、その行使の時期及び範囲に従って、当該行使に係る本新株予約権の行使価額の総額を当社に対して支払うこと、また、かかる支払のために必要な資金調達（みらい再生支援機構合同会社からグリーンエナジーに対する追加出資を含みます。）の準備が整っていることを証する書面を、2026年11月２日付でグリーンエナジーから受領しています。

（５）株券貸借に関する契約

EVO FUNDは、第12回新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付けに限り、グリーンエナジーとの間で、当社普通株式2,000,000株を上限として株券貸借契約を締結する予定です。当該株券貸借契約において、貸借料は無償とされ、当社の中間期末及び期末の基準日並びに臨時株主総会の基準日においては、貸借株式を一時返還する旨が定められる予定です。EVO FUNDは、第12回新株予約権の行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲外で、空売りを目的として当社普通株式の借株は行いません。

８．大株主及び持株比率

募集前（2026年８月31日現在）	持株比率	募集後（2026年11月26日現在）	持株比率
西村　浩	13.24％	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合	24.88％
グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合	10.62％	西村　浩	4.61％
オーエスシーエンジニアリング株式会社	2.93％	オーエスシーエンジニアリング株式会社	1.02％
株式会社ＳＢＹデジタルプロダクツ	2.43％	株式会社ＳＢＹデジタルプロダクツ	0.85％
株式会社Ｎパワー	1.82％	株式会社Ｎパワー	0.63％
ＪＰモルガン証券株式会社	1.59％	ＪＰモルガン証券株式会社	0.55％
渡辺 正博	1.12％	渡辺　正博	0.39％
前田　司	0.94％	前田　司	0.33％
成富　直行	0.94％	成富　直行	0.33％
関　一	0.82％	関　一	0.29％

（注）１．募集前の持株比率は、2026年８月31日時点の株主名簿に基づき記載しております。なお、当社は2026年８月31日時点で、1,022,842株を自己株式として所有しておりますが、上記大株主には含めておりません。

２．募集後の大株主及び持株比率は、2026年８月31日時点の株主名簿上の株式数に本新株予約権の全てが行使された場合の株式数を加算した数値に基づき記載しております。

３．割当予定先のうち、EVO FUNDの第12回新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、EVO FUNDは、第12回新株予約権の行使により取得した当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、EVO FUNDによる第12回新株予約権行使後の当社普通株式の長期保有は約されておりませんので、EVO FUNDについては、募集後の大株主及び持株比率の記載はしておりません。

４．持株比率は、発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する割合を小数点第３位を四捨五入しております。

９．今後の見通し

本第三者割当による2027年８月期連結業績に与える影響は軽微でありますが、開示の必要が生じた場合には速やかに公表いたします。

１０．企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達により、希薄化率が25％以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、①経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手、又は②当該割当てに係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

当社は、本スキームによる資金調達について、新株予約権と社債の発行を組み合わせたものであり、最大発行株式数が固定されており、迅速に純資産を充実させ安定した財務基盤を確保しつつ、今後の事業成長のために必要な投資機会に対応できる機動的な本スキームによる資金調達を実施する必要があること、さらに、最大発行株式数が固定されており、原則約２年間にわたって段階的に行使される予定であることから、希薄化が一度に生じることがなく、既存株主に対する希薄化の規模の影響が限定的であることに鑑み、本第三者割当に係る株主総会決議による株主の意思確認の手続きを経る場合には、株主総会の開催までにおよそ２か月程度の日数を要すること、また、臨時株主総会の開催に伴う費用についても、相応のコストを伴うこと等から、総合的に勘案した結果、経営者から一定程度独立した第三者委員会による本第三者割当の必要性及び相当性に関する意見を入手することといたしました。

このため、上記「６．発行条件等の合理性　（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載する本第三者委員会を設置し、本第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見を求め、以下の内容の意見書を2026年11月９日に入手しております。

なお、本第三者委員会の意見の概要は以下のとおりです。

（本第三者委員会の意見の概要）

１　結論

第三者委員会は、本第三者割当について、必要性を認めることができ、相当性については問題がないと考える。

２　理由

（１）　必要性

本資金調達により調達する資金は、合計約3,873百万円であり、その使途は以下のとおりとのことである。

① 本社債の償還資金（500百万円）

貴社は、本調達資金のうち500百万円を、本社債の償還資金に充当する予定である。本社債は、行使に伴って段階的に調達が行われることとなり調達の時期が不確定なものであるという新株予約権による資金調達の性質に鑑み、貴社が必要とする資金を速やかに調達できるよう、第12回新株予約権の割当予定先であるEVO FUNDに発行されるものである。貴社は、本社債による調達資金を、下記②乃至⑤に記載の各資金に適宜充当するとのことである。

② AIデータセンター事業（2,773百万円）

貴社は、本調達資金のうち2,773百万円を、AIデータセンター事業に充当する予定である。

貴社によると、既存事業との親和性があることからかねてよりAIデータセンターを含むデータセンター事業への進出を検討していたところ、米国のロビイング・コンサルティング会社であるCHECKMATE GOVERNMENT RELATIONS LLCの日本法人であり、日本において積極的にAIデータセンターの開発を推進しているCHECKMATE JAPAN株式会社（以下「CMJ」という。）を紹介され、同社と協業に向けての協議を重ねた結果、同社がアレンジするデータセンター向けに高性能GPUを搭載したAIサーバーを納入する事業を開始することを決定し、本調達資金を当該AIサーバーの仕入代金に充当するとのことである。

仕入販売事業においては、仕入段階において手付金などの支払が発生する一方、仕入れた商品を販売し、または購入する権利を譲渡することにより資金を回収することができる。このため、貴社が想定している仕入価格及び納入価格並びに当初の支払から回収までの期間を考慮すると、2,773百万円を本新株予約権の行使期間にわたって調達することにより十数件の納入をすることができるものと見込まれる。

現時点において確定した納入先はないこと及び本事業が新規事業であることを考えれば、まずは試験的に小規模に事業を開始し、収益性を確認できた段階で改めて資金調達をすることも考えられる。他方において、貴社はすでに有望な納入先のリストアップ及び営業戦略を進めており、CMJがアレンジする案件が計算資源の買い手が決まっているなど貴社の顧客となるAIデータセン

ター運営事業者にとって魅力的であり十分な数の顧客が見込めることから、現時点でまとまった額の資金を調達することにより本事業を力強く立ち上げたいとの貴社の説明は一定の説得力を持つ。

③ ライブコマース事業（200百万円）

貴社は、本調達資金のうち200百万円を、ライブコマース事業に充当する予定である。

ライブコマース事業は、貴社子会社であるＭＦ６が行っており、SNS等のデジタルプラットフォームを活用し、アンティーク家具、アンティーク雑貨、ジュエリー、ブランド品などの高付加価値商材を取り扱っている。

同社の扱うアンティーク家具やジュエリーなどは市場に流通する数量が限られており、優良商材と出会った際に迅速な仕入判断を行える体制が不可欠であることから、十分な仕入資金を確保することで、これまで以上に機動的な商品調達が可能となり、販売機会の拡大につながるものと考えているとのことである。

④ 熱分解炭化装置事業（100百万円）

貴社は、本調達資金のうち100百万円を、熱分解炭化装置事業に充当する予定である。

貴社はFUKUMURAとの間で同社が有する熱分解炭化技術を用いた事業を進めている。同社が開発する熱分解炭化装置の製造を受託する予定であり、同装置の部材仕入費用及び事業化に向けての支出として100百万円を見込んでいるとのことである。

⑤ 運転資金（300百万円）

貴社は、本調達資金のうち300百万円を、運転資金に充当する予定である。

貴社は中長期的な成長に向けた各種事業投資及び事業基盤の拡充を推進しており、これに伴い運転資金需要の増加が見込まれていることから、本調達資金の一部を、事業活動の継続的な拡大に対応するとともに、財務基盤の安定性を確保し、経営環境の変化に柔軟に対応するための運転資金に充当することとし、充当額については、貴社が策定した事業計画及び資金計画に基づき、人件費、外注費、管理費その他事業運営に必要な費用及び成長投資案件の推進に伴う運転資金需要を勘案して算定したとのことである。

本資金調達により、貴社の財務基盤を強化し既存事業の収益を高めたうえで新規事業による収益の多角化も見込めることから、当委員会としては、当委員会の調査の限界を踏まえてもなお、貴社が継続企業の前提に関する重要事象等を解消するために新たな収益基盤の構築を必要としていること、本資金調達が株価の動向に応じて段階的に行われる設計であること、及び貴社が事業の進捗及び実際の調達額に応じてAIデータセンター事業の案件数を調整する方針であることに照らし、本資金調達の必要性を認めることができると考える。

（２） 相当性

（ア）他の資金調達手段との比較

貴社の説明によれば、他の資金調達手段のうち借入・社債のみによる資金調達については、調達額が全額負債となるため、財務健全性が低下し、今後の借入余地が縮小する可能性があることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断したとのことである。このためエクイティによる調達を検討したが、このうち、①公募増資については、一度に資金調達が可能となるものの、同時に将来の１株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるうえ、資金調達の機動性という観点から貴社のニーズに合致しておらず、また現時点での貴社の業績動向や財務状況等に照らした場合には貴社の普通株式の引受けを行う証券会社を見つけることは困難と考えられることから、②株主割当増資については、近年において実施された事例が乏しく割当先である既存投資家の参加率が非常に不透明であることから必要資金を調達できない可能性が高いことから、③第三者割当増資については、資金調達が一度に可能となるものの、同時に将来の１株当たり利益の希薄化が即時に生じるため、株価に対する直接的な影響が大きいことから、④CBについては、発行時点で必要額全額を確実に調達できるというメリットがあるものの、発行後に転換が進まない場合には、貴社の負債額を全体として増加させることとなり貴社の借入余力に悪影響を及ぼすとともに、償還時点で多額の資金が将来的に必要となるところ現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であることから、⑤MSCBについては、相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主へのデメリットが大きいと考えられることから、⑥行使価額修正条項付新株予約権又は行使価額固定型新株予約権のみによる資金調達については、両者を組み合わせた本資金調達に比べて柔軟性に欠けることから、⑦新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）については、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された

実績が乏しく、貴社においても現時点では実施の目途が立っていないことから、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、貴社は最近２年間において経常赤字を計上しており、東京証券取引所の定める上場基準を満たさないため実施することができないことから、それぞれ今回の資金調達方法として適当でないと判断したとのことである。

そのうえで貴社は、本社債によって早期に必要な資金の一部の調達を確保したうえで、行使価額修正条項付であることにより第12回新株予約権及び行使価額が固定されている第13回新株予約権を組み合わせた本資金調達を選択したとのことであった。

当委員会は、そのような検討過程について合理性を見出しており、相当性が認められると考える。

（イ）割当先について

①　EVO FUND

貴社は、成長資金確保のための機動的な資金調達方法を探していたところEVO FUNDの子会社であり、以前から資金調達について相談していたEJSから第12回新株予約権及び本社債による資金調達に関する提案を受け、検討の結果、貴社のニーズに合致しているものと判断したとのことである。

②　グリーンエナジー

貴社は、貴社の事業内容及び成長戦略に対する深い理解を有する投資家を割当予定先として選定することが重要であると考え、主要株主であり代表が貴社社外取締役に就任予定であることから貴社の事業活動及び経営方針について継続的に理解を深めているグリーンエナジーに対して本資金調達への参加を要請したところ了承されたことから第13回新株予約権を割り当てることを決定したとのことである。

当委員会は、当該割当予定先の選定過程について合理性を見出しており、EVO FUND及びグリーンエナジーは本資金調達における割当先として相当であると考える。

（ウ）発行条件について

本新株予約権の発行価格の相当性に関して、当委員会は、株式会社赤坂国際会計が作成した評価報告書を検討した。当委員会としては、評価のプロセスについて実務的に極めて一般的な手法で進められ、特殊事情を反映したものではないことから、不合理な点を認めなかった。そして貴社は、割当予定先と協議の上、本新株予約権の発行価額を株式会社赤坂国際会計が算定した評価額の同額に決定しており、特に認識の誤りや検討の不備などの事情は認められず、不合理な点はないと評価できる。その他の発行条件についても、外部の法律事務所が貴社の代理人として関与したうえで割当予定先との協議の上で決定されており、本新株予約権の発行決議日の直前取引日における貴社普通株式の普通取引の終値の50％という下限行使価額についても、本資金調達と同種の新株予約権の第三者割当案件における下限行使価額と比較して妥当な水準と考えられる。また第12回新株予約権の行使価額は割当日の２取引日以降、１取引日が経過する毎に直前３連続取引日における貴社普通株式の普通取引の終値のうちの最も低い値の100％に相当する金額に修正されるため、株価上昇時においては当該修正後行使価額が修正日の直前取引日終値の株価の90％を下回る可能性があるものの、参照する株価からのディスカウントがないものとしながらも行使の確率を高める設計として受け入れることとしたとのことである。

なお、貴社は行使期間終了日に未行使の第12回新株予約権を買い取る義務を負っているが、貴社は本新株予約権が全て行使されるものと考えているため貴社が本新株予約権の買い取りを求められることを想定していないうえ、買取価額は発行価額と同額であり買取りにかかるコストは大きくないと考えているとのことである。

以上を総合的に検討のうえ、当委員会としては発行条件の相当性は認められると考える。

（エ）希薄化について

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数40,000,000株の2026年８月31日時点の貴社発行済株式総数に対する希薄化率は178.65％（議決権ベースでは188.24％）という非常に大規模なものである。しかしながら貴社は、本資金調達による希薄化の規模が非常に大規模であることを認識しつつ、継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消するためには思い切った投資が必要であり、本資金調達により企業価値が増大し継続企業の前提に関する重要な不確実性を解消することができれば上場を維持し株価が上昇するため既存株主の利益になると考えているとのことである。上記の説明について特に不合理な点は見いだせず、当委員会としては、本資金調達は、既存株主にとって希薄化という不利益を超えるメリットがあると思料する。

上記意見書を参考に討議・検討した結果、当社は、2026年11月10日開催の取締役会において、本第三者割当

を行うことを決議いたしました。

１１．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）

決算期	2024年８月期	2025年８月期	2026年８月期
連結売上高（千円）	259,129	606,547	885,554
連結営業利益又は営業損失（△）（千円）	△666,818	△299,648	△321,915
連結経常利益又は経常損失（△）（千円）	△680,338	△311,779	△333,280
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	△742,621	△315,727	△301,330
１株当たり当期純利益又は当期純損失（△）（円）	△42.24	△17.21	△14.85
１株当たり配当金（円）	0	0	0
１株当たり純資産額（円）	54.89	37.81	35.95

（注）2026 年８月期の数値について、金融商品取引法第 193 条の２第１項の規定に基づく監査法人の監査はなされておりません。

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2026年11月10日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	22,389,720 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	2,993,000 株	13.37%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

（注）上記潜在株式数は、当社第 11 回新株予約権に係る潜在株式数です。なお、上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、残存する第 11 回新株予約権の全部を買取り及び消却する予定です。

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の状況

	2024 年８月期	2025 年８月期	2026 年８月期
始　　値	164 円	130 円	151 円
高　　値	198 円	181 円	239 円
安　　値	101 円	92 円	106 円
終　　値	129 円	152 円	124 円

② 最近６か月間の状況

	2026年 ６月	７月	８月	９月	10月	11月
始　　値	108円	115円	113円	123円	113円	142円
高　　値	144円	157円	148円	126円	121円	164円
安　　値	107円	107円	108円	114円	109円	95円
終　　値	114円	113円	124円	116円	117円	97円

（注） 2026年11月の状況につきましては、2026年11月９日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2026年11月９日
始　　値	101円
高　　値	102円
安　　値	95円
終　　値	97円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による新株式の発行

払込期日	2025年11月14日
調達資金の額	248,000,000 円（差引手取概算額は第 11 回新株予約権と合算で743,370,000円）
発行価額	1株につき124円
募集時における発行済株式数	19,372,720株
当該募集による発行株式数	2,000,000株
募集後における発行済株式総数	21,372,720株
割当先	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	系統用蓄電事業　248百万円（2026年11月６日付で資金使途を一部変更）
発行時における支出予定時期	2025年11月～2026年６月
現時点における充当状況	上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

・第三者割当による第11回新株予約権の発行

割当日	2025年11月14日
発行新株予約権数	40,000個
発行価額	総額6,640,000円（１個当たり166円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	502,640,000円（払込金額の総額）
割当先	グリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合
募集時における発行済株式数	19,372,720株
当該募集による潜在株式数	4,000,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：1,007,000株（行使済新株予約権数：10,070個、残存新株予約権数：29,930個）
現時点における調達した資金の額（行使による払込金額）	124,868,000円

発行時における当初の資金使途	系統用蓄電事業235百万円、新規事業開発200百万円、ポータブル蓄電池仕入資金60百万円（2026年６月26日付で資金使途を一部変更）
現時点における充当状況	上記「４．調達する資金の額、使途及び支出予定時期　（２）調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりです。

※　上記「３．資金調達方法の概要及び選択理由　（２）資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、残存する第11回新株予約権の全部を買取り及び消却する予定です。

（別紙）

株式会社アスリナ第 12 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　株式会社アスリナ第12回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 2,970,000 円（本新株予約権 1 個当たり 11 円）
3. 申込期日　2026 年 11 月 26 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 11 月 26 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO FUND に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 27,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下、「割当株式数」という。））とする。なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　270,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　1 個当たり金 11 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、当初、97 円とする。
10. 行使価額の修正
 (1) 行使価額は、割当日の翌取引日に初回の修正がされ、割当日の 2 取引日後（当日を含む。）の日以降、1 取引日が経過する毎に修正される（以下、かかる修正が行われる日を、個別に又は総称して「修正日」という。）。初回の修正においては、行使価額は、2026 年 11 月 10 日（以下、「発行決議日」という。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。2 回目以降の修正では、行使価額は、各修正日に、当該修正日に先立つ 3 連続取引日（以下、「価格算定期間」という。）の各取引日（但し、終値が存在しない日を除く。）において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値のうち最も安い値の 100%に相当する金額（但し、当該金額が下限行使価額を下回る場合、下限行使価額とする。）に修正される。但し、当該価格算定期間のいずれの取引日にも終値が存在しなかった場合には、行使価額の修正は行わない。また、価格算定期間内において第 11 項の規定に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該価格算定期間の各取引日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して合理的に調整される。
 (2) 本項第(1)号にかかわらず、①2028 年 8 月 14 日から 8 月 16 日（以下、「行使不能日」という。）及び②当該行使不能日の翌取引日においては、行使価額の修正は行わないものとし、その場合、次に行使価額の修正が行われるのは当該行使不能日の末日の 2 取引日後（当日を含む。）の日とし、当該日以

降、1 取引日が経過する毎に、本項第(1)号に準じて行使価額は修正される。

(3) 本項第(1)号及び第(2)号にかかわらず、本新株予約権の行使が、取引所の有価証券上場規程施行規則第 436 条第 1 項に定義する制限超過行使（以下、「制限超過行使」という。）に該当する場合であって、本項第(1)号及び第(2)号の計算によると当該行使に係る行使価額が発行決議日において取引所が発表する当社普通株式の普通取引の終値（本新株予約権の発行後に当社普通株式の分割、無償割当又は併合が行われた場合には公正かつ合理的な調整を行う。）（以下、「発行決議日終値」という。）を下回ることとなる場合、当該行使に係る行使価額は発行決議日終値と同額に修正される。

(4) 下限行使価額は、当初 49 円とする。下限行使価額は、第 11 項の規定を準用して調整される。

11. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社若しくはその関係会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、当社第 13 回新株予約権及び当社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみ

なして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下、「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

① 1 円未満の端数を四捨五入する。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項第(2)号の規定にかかわらず、本項第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第 10 項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な調整を行う。

(7) 第 10 項及び本項に定めるところにより行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、修正又は調整前行使価額、修正又は調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間

2026年11月27日から2028年11月27日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日から1ヶ月を経過した日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、当社取締役会が定めた本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）の2週間以上前に本新株予約権者（当該本新株予約権者が書面により通知受領代理人を指定した場合には、当該通知受領代理人）に通知することにより（但し、通知が当該日の16時までに本新株予約権者又は当該通知受領代理人に到達しなかった場合、かかる通知は翌取引日に行われたものとして取り扱われる。）、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 第12項で定める本新株予約権の行使期間の末日において本新株予約権が残存している場合には、当社は、当該末日に残存する本新株予約権の全てを本新株予約権1個当たりの払込金額と同額（対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数が生じたときはこれを四捨五入する。）で取得する。

15. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

16. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

17. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第12項に定める行使期間中に第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。

(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で第10項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とする。）が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

19. 行使請求受付場所　　三井住友信託銀行株式会社

20. 払込取扱場所　　株式会社三菱UFJ銀行　表参道支店

21. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第9項記載のとおりとする。

22. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

23. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

24. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

株式会社アスリナ第 13 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称　株式会社アスリナ第 13 回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額　金 1,170,000 円（本新株予約権 1 個当たり 9 円）
3. 申込期日　2026 年 11 月 26 日
4. 割当日及び払込期日　2026 年 11 月 26 日
5. 募集の方法　第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をグリーンエナジーシステム投資事業有限責任組合に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法
 (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 (2) 本新株予約権の目的である株式の総数は 13,000,000 株（本新株予約権 1 個当たり 100 株（以下「割当株式数」という。））とする。
 なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権に係る割当株式数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。
 調整後割当株式数＝調整前割当株式数×分割・併合の比率
 その他、割当株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で割当株式数を適宜調整するものとする。
7. 本新株予約権の総数　130,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額　金 9 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式 1 株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、97 円とする。
10. 行使価額の修正
行使価額の修正は行わない。
11. 行使価額の調整
 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times \text{1 株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

 (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
 ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社若しくはその関係会社の役職員に対して譲渡制限付株式報酬として当社普通株式を交付する場合、無償割当による場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

③　取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（但し、第 12 回新株予約権及び当社又はその関係会社の役職員に対して交付されるストックオプションを除く。）若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤　本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3)　行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が 0.1 円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4)　行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

①　0.1 円未満の端数を四捨五入する。

②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額を適用する日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付で終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。

③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、株式分割の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

(5)　本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①　株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③　行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(2)号⑤の場合その他適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使期間
2026 年 11 月 27 日から 2028 年 11 月 27 日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法
(1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 12 項に定める行使期間中に第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
(2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 19 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 18 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所　　株式会社アスリナ　経営管理本部

19. 払込取扱場所　　株式会社三菱ＵＦＪ銀行 表参道支店

20. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由
本新株予約権及び本新株予約権に係る買取契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 8 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は第 9 項記載のとおりとする。

21. その他
(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。